

# 〇九年度の労働政策

## 厚生労働省が重点事項（案）を提示

雇用した企業に対する助成を拡充する。また、訓練期間中の本人に対する生活保障として、現行の貸付制度にとどまらず、給付制度の創設にも取り組むとしている。

### 非正規対策、地域・中小企業対策も強化

労働政策の重点事項（案）の二本目の柱である、安定した雇用・生活の実現、安心・納得して働ける環境整備に関しては、非正規対策、仕事と生活の調和策、安全衛生対策、地域雇用・中小企業対策——の側面から幅広い施策を盛り込んでいる。

では、生活圏内や不足している女性会員向けの就業先を確保。さらに高齢者については、多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例など、税制上の優遇措置も創設する。

このほか一つ目の柱の関連では、「福祉から雇用へ」の五カ年計画を着実に進める。継続審議になっている改正障害者雇用促進法案を先取りする観点からも、中小企業が障害者を雇用する場合の助成金を拡充するほか、事業協同組合といったグループで、共同して雇用の場合の助成制度の創設に取り組む。また、二〇一二年度までにジョブ・コーチを五〇〇〇人まで増員。全障害保健福祉圏域への設置をめざす障害者就業・生活支援センターや、地域障害者職業センター等も増設していく。障害者だけでなく、生活保護世帯、母子世帯に対しても有効な、ハローワークと関係各所が連携した就労チーム支援を強化する構えだ。

さらに、本年四月よりスタートした職業能力形成システム（ジョブ・カード制度）の普及促進策も盛り込んでいる。若者や女性等が、キャリア・コンサルティングを受けた上で企業現場、教育機関等の訓練を受け、そこでの能力評価や職務経験の情報を就職活動に活用できるようにした制度のことで、来年度は協力企業や訓練修了者を常時

職氷河期に滞留し年長化が進む三〇代後半の不安定就労者まで対象を拡げ、トライアル雇用制度を適用しつつ就職を促し、職場定着まで一貫した支援を行う。また、ニート相談のワンストップセンターとして、「地域若者サポートステーション」を現在の七七カ所から一〇三カ所へ増設する。女性については、仕事と家庭の両立が図りやすいよう制度の拡充を検討。「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」報告（七月一日）に基づき、①育児期の短時間勤務制度を強化②男性の育児休業取得を促進（「パパ休暇」「ママ・プラス」(仮称)等）③子どもの看護休暇を子の人数に配慮——するなど、育児・介護休業法の改正をめざす。

高齢者については、改正雇用対策法で規定した、募集・採用時における年齢差別禁止を徹底する。また、雇入れや試行的雇用の際の雇用保険事業による企業支援を、六五歳以上まで拡げるほか、七〇歳まで働ける企業に対する奨励措置等も拡充する。団塊世代向けでは、新たに再就職・起業支援のワンストップサービスを整備する。また「団塊世代フロンティアプロジェクト」(仮称)として、ジョブ・カードを活用した再就職促進や職業キャリアを活かせる地域貢献活動の情報・体験機会の提供を行う。シルバー人材センター事業

来年度予算の概算要求に盛り込まれる、労働政策の重点事項（案）が明らかになった。八月一日に開催された労働政策審議会で提示されたもの。骨太方針〇八（六月二七日策定）で掲げた当面三年間の「新雇用戦略」（本誌七月号P60参照）に沿い、必要な施策を織り込んでいくほか、先の閣僚懇談会で舛添厚労相が明らかにした、ここ一年で実施すべき社会保障緊急対策「五つの安心プラン」（七月二九日策定）を、具体化する内容となっている。

### 若者、女性、高齢者等の就業支援に注力

労働政策の重点事項（案）は、「働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現」安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備「国際社会への対応等」——の三本柱で構成している。このうち一つ目の柱に関しては、まず、新雇用戦略で三年間に、一〇〇万人の正規雇用化を掲げた若者、最大二〇万人の就業増を掲げる女性、一〇〇万人の就業増をめざす高齢者——に対して、幅広い就業支援策を盛り込んだ。

若者については、「フリーター等正規雇用化プラン」(仮称)として、年長フリーター（原則三四歳以下）から、就

## 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～（08年7月29日策定、抜粋）

### ①高齢者が活力を持って安心して暮らせる社会

〔定年後の処遇体系の見直しの促進〕○希望者全員65歳以上まで継続雇用する仕組みや柔軟な勤務時間の設定に係る支援  
〔雇用保険事業による65歳以上の高齢者の雇用支援の充実〕○高齢者の雇入れや試行的雇用を行う企業に対する支援  
〔70歳まで働ける企業支援の拡充〕○先端的な取組みにより高齢者が働きやすい環境を整備する企業に対する支援  
〔シルバー人材センター事業の充実〕○生活圏内での就業確保や女性会員向けの就業先の確保等  
＜21年度税制改正要望を予定＞〔高齢者多数雇用事業所に対する減税の検討〕○高齢者を多数雇用する場合に取得する機械等の償却の特例等（所得税・法人税等）  
＜制度的な見直しを検討＞〔意欲ある高齢者の勤労促進のための年金関連措置を検討〕○高齢者雇用促進の観点から在職者年齢制度の見直しの検討※さらに、基礎年金の最低保障機能強化のあり方等指摘されている論点について検討  
〔介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援〕○介護労働者に係るハローワークの人材確保支援の強化○介護労働者の雇用管理改善を実施する事業所に対する支援  
〔福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進〕○新たに福祉・介護に従事した者の定着の促進、潜在的有資格者等の参入支援、高校等と事業者が連携した進路指導の支援

### ②健康に心配があれば誰もが医療を受けられる社会

〔勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減〕○短時間正規雇用や交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対する支援

### ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

〔「こども交付金」の創設等〕○集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚

く雇用管理改善のいっそうの推進——  
また、メンタルヘルス関連で、全国センター窓口の機能拡充に加え、企業におけるうつ病等休職者の職場復帰支援の抜本的拡充も図る。  
安全衛生対策については、重篤な労働の防止や職業性疾病の予防に注力する。とくに後者に関しては、新型インフルエンザ等感染症への対応や、ナノマテリアルの有害性知見の収集等を盛り込んだ。  
地域雇用・中小企業対策としては、国と都道府県が共同で就業支援に取り組む「ふるさとハローワーク推進事業」（仮称）を創設するほか、雇用失業情勢が厳しい地域における創業や雇用の創出に対する支援を強化する。事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業に対しては、雇用調整助成金の現行要件にとらわれない適用なども検討する。  
また、若者を対象に海外における職人育成を支援する（「海外武者修行プログラム」（仮称））のほか、介護労働者の確保に向け、「福祉人材確保重点プロジェクト」（仮称）を推進。「福祉人材ハローワーク」（仮称）を創設し、保育士資格保有者の再就職支援等を行う。  
このほか、労働政策の重点事項（案）の三本目の柱である国際関連では、外国人労働者問題に適切に対応するため、実態と制度の乖離が指摘されている外国人研修・技能実習制度の見直し・適正化（次期通常国会へ法案提出）を進める。また、「留学生三〇万人計画」に基づき国内就職を加速（外国人雇用サービスセンターを中心に行う就職支援を強化）するほか、外国人指針に基づ

（調査・解析部）

園・保育園の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討

＜制度的な見直しを検討＞〔育児・介護休業法の見直し〕○子の看護休暇制度を子どもの人数に配慮したもとする等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

### ④派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

〔フリーター等正規雇用化プラン（仮称）の推進〕○年長フリーター、30代後半の不安定就労者を重点に、トライアル雇用制度の活用等による就職促進、職場定着までの一貫した就職支援を集中的に実施○年長フリーターの職業意欲の喚起、中小企業等とのマッチングの促進、若者の応募機会拡大に向けた企業との取組みの促進

〔有期契約労働者の正社員化等の支援〕○正社員化への支援に加え、フルタイムの有期契約労働者に、正社員と共通の処遇制度等の導入を行う中小企業に対する支援○有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインを活用した相談・指導等の実施

〔住居喪失不安定就労者就労支援事業の推進〕○住居喪失不安定就労者（インターネットカフェ等を起居の場とし、不安定な雇用状態に置かれている者等）に対する就労・生活・住宅に係る総合的な支援の実施

＜制度的な見直しを検討＞〔非正規労働者に対する社会保障の適用拡大〕○継続審議中の被用者年金一元化法案の早期成立を目指すとともに、その後更に社会保障が適用される者を増やす方策について検討

〔労働者派遣法制の見直し等〕○派遣で働く労働者が安心・納得して働くことができるよう、日雇派遣の規制など派遣労働者の待遇の改善を図るための労働者派遣法制の見直しを検討し、臨時国会への法案提出を目指す○偽装請負・違法派遣の一端のための指導監督の徹底○ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等の安定した就職に向けての支援、職場定着指導の実施

### ⑤厚生労働行政に対する信頼の回復

「労働時間等見直しガイドライン」の普及促進②業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定③「仕事と生活の調和推進宣言都市」の奨励——をはじめ、仕事と生活の調和について相談・助言する専門家を五〇〇〇人養成する。また、長期の教

育訓練休暇制度の導入や時間外労働の制限など、労働者の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成制度も拡充・創設。さらにテレワークの普及促進に向け、現在三カ所あるテレワーク相談センターを七カ所に倍増するほか、在宅勤務ガイドラインの改定等を通じ、

在宅就業の適正化を図るとしている。また、メンタルヘルス関連で、全国センター窓口の機能拡充に加え、企業におけるうつ病等休職者の職場復帰支援の抜本的拡充も図る。  
安全衛生対策については、重篤な労働の防止や職業性疾病の予防に注力する。とくに後者に関しては、新型インフルエンザ等感染症への対応や、ナノマテリアルの有害性知見の収集等を盛り込んだ。  
地域雇用・中小企業対策としては、国と都道府県が共同で就業支援に取り組む「ふるさとハローワーク推進事業」（仮称）を創設するほか、雇用失業情勢が厳しい地域における創業や雇用の創出に対する支援を強化する。事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業に対しては、雇用調整助成金の現行要件にとらわれない適用なども検討する。  
また、若者を対象に海外における職人育成を支援する（「海外武者修行プログラム」（仮称））のほか、介護労働者の確保に向け、「福祉人材確保重点プロジェクト」（仮称）を推進。「福祉人材ハローワーク」（仮称）を創設し、保育士資格保有者の再就職支援等を行う。  
このほか、労働政策の重点事項（案）の三本目の柱である国際関連では、外国人労働者問題に適切に対応するため、実態と制度の乖離が指摘されている外国人研修・技能実習制度の見直し・適正化（次期通常国会へ法案提出）を進める。また、「留学生三〇万人計画」に基づき国内就職を加速（外国人雇用サービスセンターを中心に行う就職支援を強化）するほか、外国人指針に基づ

なども掲げている。

**来年度は在職老齢年金、非正規の年金・保険適用等の制度見直しも焦点に**

一方、こうした施策に加え、「社会保障の機能強化のための緊急対策」五つの安心プラン（図）には、次のような内容も書き込まれている。  
プランの五本柱のうち、一つ目の柱「高齢者が活力を持ち安心して暮らせる社会」に関して、在職老齢年金制度のあり方を就労意欲を減退させることがないよう見直すこと。二つめの柱「誰もが医療を受けられる社会」の関連では、勤務医の過重労働を改善するため短時間正規雇用や交代／変則勤務制を導入する医療機関を財政的に支援すること。そして、三本目の柱「未来を担う子どもたちを守り育てる社会」では、文部科学省と厚労省の予算を一本化した「こども交付金」を創設し、保育サービス充実して子育てしながら安心して働けるようにすること。四本目の柱「派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会」に関しては、被用者年金一元化法案の早期成立をめざし、さらに社会保障適用者を増やす方策の検討を通じて、非正規に対する健康保険、厚生年金の適用を拡大していくこと。

こうした内容も含め労働政策の重点事項（案）は、八月末の概算要求の提出から年末にかけて本格化する予算折衝を経て、来年度予算に反映される見通しだ。